# 契　　約　　書

契　約

収　入

印　紙

社会福祉法人美竹会　(以下甲という。)と 供給者等　　　　　　　(以下乙という。)は、右の契約条項を承認のうえ下記のとおり契約を締結する。

## 契約の目的、内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 件 名 |  | | | | | | | | | | | | |
| 金 額(税込) |  |  |  |  | |  | |  | |  | |  |  |
| 明　　　　　　　　　細 | | | | | | | | | | | | | |
| 品 名 | | | | | 数量 | | 単位 | | 単価 | | 金額 | | |
| 別紙明細 | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
|  | | | | |  | |  | |  | |  | | |
| 合　　　　計 | | | | |  | |  | |  | |  | | |
| 納　入　期　日 | | | | | 平成　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | |
| 納　入　場　所 | | | | | 愛知県豊川市金沢町稲場7、弁天下40-2,39-1 | | | | | | | | |

平成　　年　　月　　日

甲

　　　住所　　　　　　　愛知県豊川市金沢町稲場7

　　　氏名　　　　　　　社会福祉法人美竹会

　　　　　　　　　　　　理事長　竹生吉信　　　　　　　　印

乙　　住所

　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

# 契　約　条　項

社会福祉法人美竹会　を甲とし、供給者等を乙として表記の内容について契約する条項は、次のとおりである。

（総則）

第１条　乙は、別紙仕様書又は図面、内訳書等の定めるところにより、この契約を履行するものとする。

２　見本その他により品質を指示しないときは、中等以上のものでなければならない。

（納入期限または工期）

1. 乙は、この契約を甲の指定期限内に完了しなければならない。

２　乙は､期限内にこの契約を履行することができない事由が発生したときは、すみやかにその事由及び遅延日数等を詳記して甲に届け出なければならない。

３　乙は､天災事変その他やむを得ない事由により期限内に契約を完了することができないときは、甲に期限延長の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を適当と認めたときは、承認することが出来る。

４　前項の請求は、契約履行の期限内にしなければならない。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

（検査及び所有権の移転）

第３条　物品の所有権は、甲の指定する検査員による検査に合格したときに移転するものとし、検査中又はそれ以前に生じた損害は、全て乙が負担するものとする。

２　乙は､工事が完成したとき、又は修繕等の契約の履行が完了したときは、直ちに甲に届け出て甲の指定する検査を受けなければならない。

３　乙は､前項の検査に合格したときに目的物の全部の引渡しを完了するものとする。

（瑕疵担保責任）

第４条　乙は､所有権移転の日又は工事･修繕等の完成した日から１年間、目的物の瑕疵を補修し、又はその瑕疵によって生じた減失若しくは毀損に対して損害を賠償しなければならない。

（契約金の徴収）

第５条　乙は、天災事変その他やむを得ない事由による場合のほか、期限までに契約の履行をすることが出来なくなったときは、期限の翌日から履行した日までの日数に応じ契約金額に、年8.25パーセントを乗じて得た額（当該金額が100円未満の場合を除く。）を遅延違約金として甲に納付しなければならない。

（甲の解除権）

1. 乙が次の各号の一に該当する場合は､甲はこの契約を解除することが出来る。

（１）表記期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

（２）各条項に定める義務を怠ったとき、又は甲の検査員及び検査員の職務執行を妨げるものと認められるとき。

1. 前条の規定により契約を解除した場合においては､甲は履行部分に対して相当と認める金額を支払、その引渡しを受けることが出来る。その他のものについては、乙が遅滞なく引き取るものとする。

（権利の譲渡等）

第8条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（代金の支払等）

第9条　契約金額は､検査合格後、乙の請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合においてはこの限りでない。

２　契約金額の支払が前項に定める期限内に終了しないときは、甲は乙に対し支払金額に年8.25パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（疑義の協議等）

1. 各条項に記載のない事項及びこの契約に関し疑義のあるときは、社会福祉法人美竹会の経理規定、その他関係法令によるほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(以下余白)